

●協議事項① 「第3次さいたま市DV防止基本計画（素案）」についての委員からの意見

※素案への提案・修正に関するご意見以外は割愛させていただきます。

※ご意見に対する対応等につきましては、次回協議会にて報告させていただきます。

No	意見
1	新型コロナウイルス感染症の拡大等の非常時における女性に対する暴力に関する取組は、本計画の期間においても少なからず影響・関連することが考えられますので、第1章や第3章に、記述しておくことが必要ではないかと思えます。 (参考) 内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」
2	第1章(2) 国際社会の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、UN Womenでは「COVID-19と女性・女兒に対する暴力」の報告書を公表し、提言を行っています。 このような取組も記述に追加するとよいと思えます。
3	6月に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」による3年の集中強化期間中2年間は、本計画の期間と重なっています。強調して記述できる取組があれば、できるだけ書き込むとよいと思えます。なかでも、学校での取組(p.20)について、人権教育という漠然とした書き方だけでなく、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学校教育の役割として、児童生徒や教員への教育・研修の徹底を盛り込めないでしょうか。 (参考) 内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
4	8ページの「性的なもの」では、ポルノビデオと性行為の強要は順番を逆にした方がいいと思えます。
5	P8の 経済的暴力の例なのですが、一つ目の例は、言葉の暴力、精神的な暴力のような気がします。ご検討ください。それと、「生活費を渡さない」の後に、「配偶者の収入や貯金に使ったり、借金をつくらせたり、させたりする」を入れた方がいいように思えます。もし「かいしょうなし…」という一つ目を削除するのであれば、「お金の使い方を必要以上に厳しく管理する」みたいなのがあるといいかと思えます。家計に対する管理もですが、男性への「お小遣い」問題なども含むイメージです。
6	P17の計画の体系にある担当課についてなのですが、これは、もう少し広げなくていいのでしょうか。例えば、Iの2「学校等に置ける人権教育の推進」では、学校教育関係の部署や青少年育成課といったところと連携するべきだと思います。「縦割り」の問題を乗り越えることと、ここに載せることで、人ごとにならないようにしてほしいということもあります。連携のことは提言にもあったような気がしますので、責任部署ということで、この表は変えないとしても、各取り組みのところに、どこと連携するかを入れてほしいと思えます。
7	男性の被害のこと、加害者の問題もいれていただけてよかったです。 30ページの目標Vの最後にある、「DV加害者に対する支援等」とありますが、「DV加害者に必要なプログラムなどの支援を検討します」のようにしておいた方がいいように思いました。「加害者を支援する」ということの意味やイメージがよくわからない人が多いのではと思ったからです。
8	P5(1)-(4) 2行目 目標VI→目標VII
9	P7 計画の対象とする暴力というタイトルをつけてから、DVの説明を入れた方がいい(説明を入れたことは良いと思えます)。概要版には2に入っています。
10	P9 実態には答申書にある、暴力に対する認識、相談しなかった理由を加えた方がいい。
11	P17 II-4-16の担当課に高齢者・障害者の担当所管等を明記することはできませんか。(P24では連携と書いてありますが、自覚を持っていただくにはその方が有効かと思えます)
12	P7 本文上から2行目「養護する子ども」→養護より監護のほうがしっくりくるが、他の方の御意見がなければ養護でよいです。(参考) 児童虐待防止法2条、民法820条
13	P12 本文上から3行目「また、性的～多くなっています」→高校生に比べ大学生の被害経験が多いのは、精神的暴力、性的暴力に限らず、身体的暴力、経済的暴力も多いように読める。「また～」の一文は不要か要件検討。③の項で何かコメントするならば、デートDVの被害内容で多いのは、精神的暴力であるという事だと思いました。
14	基本目標I 事業番号5と6の違いがわかりにくいと思いました。
15	基本目標III 事業番号21 「住民基本台帳の閲覧等の制限」はとても重要な事と思えますが、具体的にどのように徹底できるのでしょうか。
16	P30「基本目標V 関係機関等との連携協力」の事業番号36の「(仮称)関係機関支援ネットワーク会議」とは、上段で述べている「DV防止連携会議やケース会議」を指しているのですか。(仮称)とはなっていますが、今後、わかりやすい会議名にするように検討したほうが良いと思えます。
17	「人権教育」を学校(次世代)に限らず、社会人等の世代に広げられないかと考える。
18	デートDVの被害内容資料から、高校生よりも大学生からの被害経験が多くなっている。いくつか考えられる理由はあるが、学校という場所から実社会での活動が増えることにより、学校と社会のギャップ(性別による固定的な役割分担意識等が規律良く残っている現実)からジレンマや良い意味(?)社会に適応してしまうように思う。家庭、社会こそ、「人権」に対する意識改革推進が必要と思う。
19	基本目標I、事業番号1と2 「女性に対する暴力防止」とありますが、DVは女性に対するものだけでなく、家庭内のすべての人に対して起こりえます。基本計画(素案)には、外国人や子どもに関する記載はありますが、高齢者に対する暴力に関しては記載がないように見受けられます。高齢者・病人・看護を受けている人を、基本計画に含めることはできないでしょうか。
20	基本目標II、事業番号13 「婦人相談員研修」とありますが、相談員は婦人のみならず、男性相談員が居てもよいと考えます。男性相談員も研修を受け、婦人とは異なった見地・経験からの相談業務ができると思えます。
21	P9～15の棒グラフについて、参考文献の記載はありますが、具体的な調査方法が分からず、記載のポイント数に疑問を感じました。第2次の際には調査概要の記載があったので(P4)、同様の記載が必要だと思います。
22	基本目標に切れ目ない支援が必要とありますが、各計画は担当が一つとなっており、横断的な取り組みはしづらいのではという印象を受けました。

No	意見
23	P20の「(3)若年層～相談体制の拡充」とありますが、事業内容のどの部分に相談体制の拡充が含まれているのでしょうか。第2次では新規事業として事業15に「若年層が相談しやすい環境の整備」がありましたが、今回はなしということでしょうか。
24	新規事業11「男性DV被害者支援」について、内容が検討に向けた調査・研究となっており事業名と若干異なるのではと感じました。研究結果を支援に反映するところまで含めているのであれば、その旨を記載するべきかと思います。
25	第2次と比較して、事業数が大幅に減っていますが、何か理由はあるのでしょうか。さいたま市としてDV対策に消極的になっている印象にはならないでしょうか。コロナ禍の影響で家庭内DVがますます見えない状況になる中、さらなる充実した支援が必要だと思われます。
26	素案p.21本文8行目「庁内関係機関においては、～配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携～」とありますが、DV相談センターも庁内関係機関の一つだと思いますので、例えば「～配偶者暴力相談支援センターを中心に～」などといった表現はいかがでしょうか。
27	素案p.21本文15行目「さらに、相談者の過酷な経験の話を聴くことで～」とありますが、以前の協議会でも申しましたが、「過酷な経験の話を聴くこと」ばかりが、相談員を脅かすわけではないと思います。例えば「瞬時に的確な対応が求められる緊迫した事例への対応や加害者からの厳しい追及等により、相談員・職員自身が消耗したり、的確な対応ができなくなる恐れも考えられます」などはいかがでしょうか。私の意見の主旨としましては、加害者から脅迫めいた追及があっても、方針が揺らがず、迅速に被害者保護の対応をとれる、そのためには、担当者一人に負担が集中しないよう、組織対応を明確にマニュアル化しておく必要があるのではないのでしょうか、ということです。
28	素案p.25基本目標Ⅲのリード文について。細かいですが本文1行目「警察への相談を案内する～」について、何か「たらいまわし」な印象を受けます。また、これを含む1段落目と2段落目の書き方が、基本目標Ⅴ関係機関等との連携協力と同様に思えます。この基本目標Ⅲの意図としては、様々な機関が実施する様々な支援事業について知らない被害者・相談者が、その状況（緊急性や経済状況等）に応じて、適切な支援事業を利用できるよう、DV相談センターが中心となって（できればワンストップで）支援する（できれば伴走しながら）というニュアンスが伝われば良いと思います。
29	素案p.26事業番号21について、住民基本台帳を扱う部署や支援関係機関は情報管理に対する危機意識も高いと思われますが、情報が洩れるリスクが高いのは、支援と関係が薄い部署かと思われます。近隣市でも、消防局から情報が漏れた事例が報道されました。素案の書きぶりには影響しないかもしれませんが、DV支援と関係が薄そうな部署こそ、何かの通知を加害者に発送や連絡などする際、情報が漏れないよう、研修など徹底しておく必要があるかと思われます。
30	素案p.27事業番号29については、単純に質問なのですが、市民生活安全課主体の犯罪被害者等支援事業ですが、男女共同参画課による支援事業とどういった棲み分けになるのでしょうか？あくまで、犯罪として立件された場合の支援事業なのでしょうか？
31	素案p.27事業番号30の精神保健に関する支援についても質問です。「必要な方には専門家によるカウンセリング」とありますが、必要性の判断は医師による診断とかでしょうか。精神保健福祉を主管している「こころの相談センター」は関係しない、男女共同参画課による単独事業でしたでしょうか。
32	素案p.30（1）関係機関～強化について。本文4行目、「（仮）DV対応マニュアル」作成とあります。ありがとうございます。できれば、作成に際し、関係機関にも関与してもらえれば良いと思います。また、作成したもののいざ運用の際に「これはうちの範疇ではない」などとたらいまわしにならないよう、関係機関との中身の共有を図っていただければと思います。
33	素案p.31事業番号39についてご質問。【新規】とありますが、「従前から引き続き、年1回程度開催」とあります。どの部分が【新規】なのでしょう？男女共同参画やDVの観点から新規の要素があれば、その点を付記いただければと思います。
34	P2.（2）国際社会の動向…下から2行目ひとます下がっている。
35	P5.（2）計画の期間・進行管理…上部・下部同じ内容重複。中部「また」の繰り返し。
36	P7.（1）身体的なもの…1行目「直接何らかの有形力を行使するもの」の末尾の記述の仕方が（2）（3）と異なる。
37	P10. ②配偶者等から被害経験中に感じた命の危険…2行目「平成18年度」の1が半角スペースあいている。
38	P10.（2）①「男性は女性を守るべき」という考え…1行目「男性は女性を守るべきだ」の「だ」は不要。上下同じ文言に「だ」がない。
39	P23. 表「事業名」13, 15の表記の再確認。
40	P24.（4）4行目末「支援をうけにくいことにならないよう」→「うけにくいということがないよう」等再考。
41	P27. 表「事業名」27, 29, 30の表記の再確認。

●報告事項① 「男女共同参画推進センターの事業」についての委員からの意見

※ご意見に対するご回答等につきましては、次回協議会にて報告させていただきます。

No	意見
1	コロナ禍の中で、なかなかコミュニティを作つての相談ができないと思いますので、youtubeやzoom等を使った講座はとても喜ばれると思います。 オンラインになると参加しやすくなるため、参加可能な定員をもう少し増やせると良いと思います。
2	この事業のねらいが、事業終了後にどのような成果があったか等をお聞きしたい。
3	「講義視聴→感想・質問→フィードバックという共有ステップ」とありますが、参加者20名相互の意見交換や、質問・フィードバックを20名で共有、という体制はあるのでしょうか。 私は、オンラインで、全員が話し合ったり感想を見たりできる方がよいと思いますが、匿名を希望する/自分と講義者間にしたい、という参加者もおおいだと思います。
4	オンライン講座ということで、コロナ禍の新たな取り組みとして素晴らしいと思います。
5	HPも見ましたが、1・3回目が講義で、感想・質問を提出後に、2・4回目でフィードバックと共有という流れのようですが、チラシでは毎回感想・質問を提出するのかなという印象を受けました。
6	1回20分程度というのは少し短いのではないのでしょうか。1～2時間程度あるといいなと思います。
7	女性はその時に感じた意見を共有したい気持ちが大きいと思うので、1・3回目はYouTubeで視聴はいいのですが、2・4回目はZoom等のオンライン会議を使用して受講者と企画メンバーが直接話せた方がよかったのではと思いました。「みんなで話そう！」と書いてあるのに、直接話せないのは少し寂しい気がしました。
8	「※ふんわり」の説明で「センターとご一緒に」の「ご」はいらないのでは、と思います。
9	講義を受講することで、自分の「自分軸」を考える機会になるということでしょうか。先生やみなさんの様々な意見を聞いて、逆に迷って自分軸が決められないとか、自分とは違う意見で参考にならなかった等、講義目的が達成できないケースもあるのでは、と思いました。講義を受講した後に自ら考えた「自分軸」を宣言する機会があると、受講した成果を感じられるのではと思います。
10	資料2の講座につきまして、オンライン開催でも定員が20名と限定されています。これは、やはりただ一方的に視聴するだけでなく、質問・フィードバックという双方向のやりとりがあるためということでしょうか。また、子育てのテーマで女性限定となっています。これも、男性には言えない、知られたくない率直な意見交換など、意図したものという理解でよろしいでしょうか。